

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

問 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金班
☎ 0857-30-8250 (2月1日開設予定)

住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を給付します。

【対象世帯】 次の①または②に該当する世帯

①令和3年12月10日時点で鳥取市に住民票のある人で、世帯全員の令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

②申請時点で鳥取市に住民票のある人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②いずれも、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は、対象となりません。

【給付額】 1世帯あたり10万円

【給付を受けるには】

①の世帯：対象世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」(2月下旬送付予定)を送付しますので、内容を記入のうえ返信してください。

②の世帯：収入額が確認できる書類等とともに申請してください(申請方法など詳細は、今後、本市公式ホームページなどでお知らせします)。

高校生等通学費助成事業

問 本庁舎交通政策課 (54番窓口)
☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

公共交通機関の通学定期券を購入し、県内の高等学校などに通学する生徒をもつ市内在住の保護者などに対し、月額7千円を超える通学費を助成(当該年度の期間を含むものに限る)。

【対象】 次の全てを満たす人

- ・鳥取市に住所を有すること
- ・公共交通機関の通学定期券を利用して鳥取県内の高等学校などへ通学している生徒がいること
- ・月額7000円を超える通学費(特急料金除く)を負担していること

【手続きの時期・場所】

とき 2月1日～末日 ※平日のみ

ところ 本庁舎、各総合支所

※本市公式ホームページ(電子申請)でも受付可能

※詳しくは、本市公式ホームページををご覧ください。お問い合せください。

Jアラート 第3回全国一斉情報伝達試験

問 本庁舎危機管理課 (31番窓口)
☎ 0857-30-8033 ☎ 0857-20-3042

地震・津波や武力攻撃などの発生に備えた、内閣府・消防庁で実施されるJアラートの全国一斉情報伝達試験にあわせて、防災行政無線および防災ラジオの放送を行います。試験放送ですので、実災害ではないことをご了承くださいますようお願いいたします。

とき 2月16日(水) 11:00 予定

市営住宅入居者募集

問 本庁舎建築住宅課 (26番窓口)
☎ 0857-30-8371 ☎ 0857-20-3919

配布開始日 1月21日(金)

提出期間 1月28日(金)～2月4日(金)

◆2月募集住宅 (EV)…エレベーター有り

| 種別 | 団地名 | 規格 | 階数 | 月額家賃(円) | |
|--------|-------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 一般 | 旭 町 | 2DK | 3 | 21,300～28,100 | |
| | | 2DK | 4 | 17,300～22,900 | |
| | | 3DK | 4 | 21,800～28,800 | |
| | | 3DK | 3 | 24,700～32,600 | |
| | 賀 露 | 2DK | 1 | 22,300～29,400 | |
| | | 3DK | 2 | 23,400～30,900 | |
| | | 3DK | 4 | 23,600～31,200 | |
| | | 3DK | 3 | 25,300～33,500 | |
| | 湖 山 | 3DK | 1 | 26,400～34,900 | |
| | | 下味野 | 3DK | 1.2 | 26,500～35,000 |
| | | 下味野B | 3DK | 1.2 | 22,600～29,800 |
| | | 西品治北 | 3DK | 2(EV) | 28,900～38,100 |
| 青谷 あさひ | 3DK | 2(EV) | 28,100～55,100 | | |
| | 2LDK | 3(EV) | 23,400～46,000 | | |
| | 青谷 城山 | 3DK | 1.2 | 14,300～18,900 | |
| | 気高 勝見 | 3DK | 1.2 | 25,800～50,800 | |
| 鹿野 出合 | 3DK | 1.2 | 16,800～28,100 | | |
| | 鹿野 湯花 | 3DK | 1.2 | 23,700～46,500 | |
| | 用瀬 三角 | 3DK | 1.2 | 24,100～47,400 | |
| | | 3DK | 1.2 | 24,100～47,400 | |
| 国府 法花寺 | 3DK | 1.2 | 23,500～40,100 | | |
| | 身障者 | 気高 西浜 | 1LDK | 1 | 21,300～41,900 |
| 勤労者 | 青谷 城山 | 2DK | 1.2 | 28,000～28,000 | |

※詳しくはお問い合わせ先まで。

市職員の給与などの状況をお知らせします

問 本庁舎職員課 (62番窓口) ☎ 0857-30-8117 ☎ 0857-20-3957

1. 給与費とその内訳(令和3年度普通会計当初予算額)

| 職員数 | 給与費 | 前年度比 | |
|--------|--------|------------|-------|
| 1,204人 | 給料 | 50億3,076万円 | 0.9%減 |
| | 職員手当 | 7億6,972万円 | |
| | 期末勤勉手当 | 19億3,449万円 | |
| | 計 | 77億3,497万円 | |

※給与費には短時間勤務職員分を含んでいます

2. 平均給料月額・平均年齢(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|--------|
| 一般行政職 | 317,800円 | 43歳5カ月 |

3. 主な手当(令和3年度当初)

| 区分 | 内 容 | | |
|---------------------------------|--------------------------------|-------------------|-------------|
| 扶養手当 | ①配偶者 | 月額 | 6,500円 |
| | ②子 | 月額 | 10,000円 |
| | ③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額 | 月額 | 5,000円 |
| | ④配偶者、子以外の扶養親族 | 月額 | 6,500円 |
| 勤 末 手 当 | 支給の時期 | 期末手当 勤勉手当 | 計 |
| | 6月期 | 1.275月分 0.95月分 | 2.225月分 |
| | 12月期 | 1.275月分 0.95月分 | 2.225月分 |
| ※期末・勤勉手当とは一般的に賞与(ボーナス)と呼ばれるものです | | | |
| 退 職 手 当 | 区 分 | 自己都合 | 定年・勤奨 |
| | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| | 勤続30年 | 34.7355月分 | 40.80375月分 |
| ※定年前早期退職者への加算措置あり | | | |

4. 特別職の給料など(令和3年度当初)

| 区分 | 月 額 | 期末手当 |
|-----|------------|--|
| 市 長 | 1,026,000円 | ▶6月期 1.675月分 ▶12月期 1.675月分 計3.35月分 |
| 副市長 | 850,000円 | |
| 教育長 | 722,000円 | |
| 議 長 | 584,000円 | |
| 副議長 | 513,000円 | 計3.35月分 |
| 議 員 | 475,000円 | |

5. 給与費の推移(各年度普通会計当初予算額)

| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|---------|-------|---------|
| 76億7千万円 | 78億円 | 78億7千万円 | 78億円 | 77億3千万円 |

6. ラスパイレス指数の推移(各年度4月1日現在)
ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|-------|
| 98.0 | 97.5 | 97.1 | 97.4 |

7. 職員数の推移(各年度4月1日現在)

中核市移行(平成30年4月1日)に伴い、職員数が増加していますが、今後も適正な職員数の維持に努めていきます。

| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1,254人 | 1,294人 | 1,295人 | 1,296人 | 1,300人 |

※短時間勤務職員は含みません

今後も、平成28年3月に策定した「定員管理方針」に基づき、専門職員の確保、業務執行体制や効率的な組織への見直しを進め、職員数および人件費の適正化に努めていきます。

避難行動要支援者支援制度

問 本庁舎地域福祉課 (13番窓口) ☎ 0857-30-8202 ☎ 0857-20-3906

災害が発生したとき、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人(避難行動要支援者)が安全かつ速やかに避難できる体制を整えるため、「避難行動要支援者支援制度」を推進しています。

登録を希望する人、または既に登録済みで登録

内容に変更がある人は、お住まいの自治会(自治会未加入の人は民生委員・児童委員)にご相談のうえ、地域福祉課に申請書を提出してください。登録申請書は、地域福祉課、各総合支所市民福祉課、または本市公式ホームページから入手できます。

